
令和元年 第3回(定例)新宮町議会会議録(第3日)

令和元年9月13日(金曜日)

議事日程(第3号)

令和元年9月13日 午後14時00分開議

- 日程第1 第72号議案 新宮町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の制定について
- 日程第2 第73号議案 新宮町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第3 第74号議案 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 第83号議案 平成30年度新宮町渡船事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第5 第84号議案 平成30年度新宮町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第6 第85号議案 平成30年度新宮町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第7 第86号議案 平成30年度新宮町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第8 第87号議案 平成30年度新宮町相島診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第9 第88号議案 平成30年度新宮町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 第89号議案 平成30年度新宮町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第11 第90号議案 平成30年度新宮町公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第12 第91号議案 平成30年度新宮町相島漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 第92号議案 平成30年度新宮町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 第100号議案 令和元年度新宮町一般会計補正予算について
- 日程第15 第101号議案 町道路線の変更について(柳ヶ浦池線)

- 日程第16 第102号議案 新宮町教育委員会委員の任命について(本多陽子氏)
- 日程第17 第103号議案 糟屋郡公平委員会委員の選任について(小河武文氏)
- 日程第18 第104号議案 糟屋郡公平委員会委員の選任について(緒方博氏)
- 日程第19 第105号議案 糟屋郡公平委員会委員の選任について(尾島弘典氏)
- 日程第20 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について(後藤道子氏)
- 日程第21 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について(笠井正夫氏)
- 日程第22 請願第1号 建設従事者のアスベスト被害の早期救済・解決と被害者救済基金の設立を検討することを国に働きかける意見書提出を求める請願書について
- 日程第23 請願第2号 県道537号線 騒音・振動等の環境被害の対策を求める要請について
- 日程第24 請願第3号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択の要請について
- 日程第25 発議第2号 天皇陛下御即位奉祝賀詞決議について
- 日程第26 発議第3号 新宮町地域振興特別委員会の設置について
- 日程第27 発議第4号 新宮町教育委員の選挙運動に係る調査特別委員会の設置について
- 日程第28 新宮町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について
- 日程第29 閉会中の継続調査申出書について
- 日程第30 議員派遣の件について
- 日程第31 報告第22号 常任委員会の報告について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 第72号議案 新宮町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の制定について
- 日程第2 第73号議案 新宮町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第3 第74号議案 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 第83号議案 平成30年度新宮町渡船事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第5 第84号議案 平成30年度新宮町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第6 第85号議案 平成30年度新宮町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につ

- いて
- 日程第7 第86号議案 平成30年度新宮町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第8 第87号議案 平成30年度新宮町相島診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第9 第88号議案 平成30年度新宮町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 第89号議案 平成30年度新宮町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第11 第90号議案 平成30年度新宮町公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第12 第91号議案 平成30年度新宮町相島漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 第92号議案 平成30年度新宮町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 第100号議案 令和元年度新宮町一般会計補正予算について
- 日程第15 第101号議案 町道路線の変更について(柳ヶ浦池線)
- 日程第16 第102号議案 新宮町教育委員会委員の任命について(本多陽子氏)
- 日程第17 第103号議案 糟屋郡公平委員会委員の選任について(小河武文氏)
- 日程第18 第104号議案 糟屋郡公平委員会委員の選任について(緒方博氏)
- 日程第19 第105号議案 糟屋郡公平委員会委員の選任について(尾島弘典氏)
- 日程第20 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について(後藤道子氏)
- 日程第21 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について(笠井正夫氏)
- 日程第22 請願第1号 建設従事者のアスベスト被害の早期救済・解決と被害者救済基金の設立を検討することを国に働きかける意見書提出を求める請願書について
- 日程第23 請願第2号 県道537号線 騒音・振動等の環境被害の対策を求める要請について
- 日程第24 請願第3号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択の要請について
- 日程第25 発議第2号 天皇陛下御即位奉祝賀詞決議について
- 日程第26 発議第3号 新宮町地域振興特別委員会の設置について
- 日程第27 発議第4号 新宮町教育委員の選挙運動に係る調査特別委員会の設置について

- 日程第28 新宮町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について
日程第29 閉会中の継続調査申出書について
日程第30 議員派遣の件について
日程第31 報告第22号 常任委員会の報告について

出席議員（12名）

1 番	安武久美子君	2 番	温水 眞君
3 番	末吉富美徳君	4 番	濱田 幸君
5 番	上畝地白馬君	6 番	西 健太郎君
7 番	大牟田直人君	8 番	高木 義輔君
9 番	北崎 和博君	10番	横大路政之君
11番	松井 和行君	12番	牧野真紀子君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 井上 和広君 主幹 三船 史郎君

説明のため出席した者の職氏名

町長	長崎 武利君	副町長	吉村 隆信君
副町長	福田 猛君	教育長	宮川 優子君
総務課長	太田 達也君	政策経営課長	阿部 宏紀君
地域協働課長	笠井与志則君	都市整備課長	桐島 光昭君
上下水道課長	本田陽一郎君	産業振興課長	竹上 健君
環境課長	安河内正路君	住民課長	大原 稲子君
健康福祉課長	山口 望美君	子育て支援課長	藤木 恵介君
税務課長	高橋 忠久君	会計管理者	末永富士美君
学校教育課長	森 和也君	社会教育課長	西田 大輔君

午後2時00分開議

○議会事務局長(井上 和広君) 起立、礼。こんにちは。御着席ください。

○議長(牧野 真紀子君) 配付の日程表により、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1. 第72号議案

日程第2. 第73号議案

日程第3. 第74号議案

○議長(牧野 真紀子君) 日程第1、第72号議案新宮町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の制定についてを議題といたします。

なお、本議案から日程第3、第74号議案までの3議案は、関連議案であるため一括議題とし、一括質疑の後、採決は議案ごとに行います。

それでは付託しておりました総務建設常任委員会から、別紙のとおり報告書が提出されておりますので、補足説明を求めます。

横大路委員長。

○委員長(10番 横大路政之君) 報告いたします。令和元年9月2日、第3回定例会初日に付託されました第72号議案、新宮町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の制定について。

第73号議案、新宮町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について。

第74号議案、職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についての決定審査結果を報告いたします。

慎重審査の結果、3議案とも全員賛成で可とすることに決しました。

補足説明をします。

これらの議案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が、令和2年4月1日に施行されることに伴い制定するものです。

これにより、現行の一般職非常勤職員や臨時的任用職員の大半がこの制度の対象となります。

また、現行の特別職非常勤職員のうち、防犯専門官や防災専門官など6名がこの対象者になります。

また、対象者の中には、給料が増額となることで配偶者の扶養から外れるなど不利益が発生する可能性も考えられるため、対象職員への説明とヒアリングを今後実施する予定だそうです。

以上、報告を終わります。

○議長(牧野 真紀子君) 委員長報告に対し、第72号議案から第74号議案までの3件について

て一括して質疑を許可いたします。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

まず、第72号議案、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第72号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第73号議案、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第73号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第74号議案、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第74号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4. 第83号議案

日程第5. 第84号議案

日程第6. 第85号議案

日程第7. 第86号議案

日程第8. 第87号議案

日程第9. 第88号議案

日程第10. 第89号議案

日程第11. 第90号議案

日程第12. 第91号議案

日程第13. 第92号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第4、第83号議案、平成30年度新宮町渡船事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

なお、本議案から日程第13、第92号議案までの10議案は、平成30年度新宮町特別会計、公営企業会計及び一般会計歳入歳出決算の認定となっておりますので、一括議題といたします。

この10議案につきましては、付託いたしておりました決算特別委員会から別紙のとおり報告書が提出されております。

委員長の補足説明を求めます。

西委員長。

○委員長（6番 西 健太郎君） 9月定例会初日、牧野議長、高木監査委員を除く10名の議員による決算特別委員会へ付託されました、第83号議案から第92号議案までの審査結果について報告いたします。

審査は令和元年9月5日、6日、9日の3日間の日程で本会議場にて実施いたしました。

審査方法は、9月5日に第83号議案から第91号議案までの特別会計歳入歳出決算認定及び公営企業会計剰余金の処分及び決算の認定についての9議案に関して説明を受け、質疑、採決を行いました。

第92号議案の一般会計歳入歳出決算認定についての議案に関しては、9月6日に説明を受け、9日に質疑、採決を行いました。

審査の結果は、次のとおりです。

まず、水道事業会計及び公共下水道事業会計を除く、特別会計7会計の歳入高の合計は29億6,765万3,732円、歳出高の合計は29億3,172万5,251円、歳入歳出差引は3,592万8,481円となっています。

水道事業会計及び公共下水道事業会計の公営企業会計2会計については、収益的収入がそれぞれ8億1,033万7,351円、9億5,069万5,748円となっており、2会計とも収益的収入が収益的支出を上回っていることが確認されました。

慎重審査の結果、9議案に対して特に付すべき意見もなく、全員賛成で原案を可とし、認定いたしました。

次に、一般会計の歳入高は152億1,980万7,591円、歳出高は147億4,534万3,324億円。

令和元年度への繰り越しが4億7,446万4,267円となっています。

歳出については、元号改正に向けたシステム改修、コミュニティバスの購入、各種計画の策定、仮称ふれあいの丘公園交流施設整備工事の設計委託、新宮北小学校第4クラブ増設、東部地域の交流拠点となる古民家の購入、新宮東中学校周辺道路工事や舗装改良工事などが主なものです。

歳入については、町税全体で収入済額は47億9,419万8,290円、前年度比2.4パーセント増で、主な町税ごとの増減理由について説明を受けました。

ふるさと寄附金は21億1,281万9,275円で、財政調整基金からの繰り入れは1億8,774万1,000円となっています。

また町債は20億2,741万7,000円で、前年度比9.1パーセントの増となっています。

慎重審査の結果、第92号議案に対して特に付すべき意見もなく、全員賛成で原案を可とし認定いたしました。

以上、報告いたします。

決算特別委員会委員長、西健太郎。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑、討論につきましては、議長及び高木監査委員を除く10名の議員による決算特別委員会で行われましたので、質疑討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 御異議なしと認め、採決を行います。

まず、第89号議案及び第90号議案の各事業会計決算に伴う剰余金の処分については、委員長の報告どおり原案を可とすることに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第89号議案及び第90号議案は原案のとおり可決されました。

○議長（牧野 真紀子君） 次に、第83号議案から第92号議案までの10議案につきましては、原案のとおり認定とすることに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第83号議案から第92号議案までの10議案は、原案のとおり認定とすることに決定しました。

日程第14. 第100号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第14、第100号議案、令和元年度新宮町一般会計補正予算についてを議題といたします。

この件につきましては、付託しておりました総務建設常任委員会から別紙のとおり報告書が提出されております。

総務建設常任委員長の補足説明を求めます。

横大路委員長。

○委員長（10番 横大路政之君） 報告いたします。

令和元年9月2日、第3回定例会初日に付託されました第100号議案、令和元年度新宮町一般会計補正予算について審査結果を報告いたします。

慎重審査の結果、全員賛成で原案を可とすることに決しました。

補足説明いたします。

規定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億1,629万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ128億6,158万円とするものです。

歳出の主なものは、簡易水道事業特別会計の繰出金1,002万3,000円、荒廃森林整備工

事費1,628万7,000円。

研修所駐車場のトイレ改修工事2,996万4,000円などです。

既に、この議案は本会議においてページを追って質疑は終了しており、当委員会でも質疑ありませんでした。

以上、報告いたします。

○議長（牧野 真紀子君） 委員長報告に対する質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第100号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第100号議案は原案のとおり可決されました。

日程第15、第101号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第15、第101号議案、町道路線の変更について、柳ヶ浦池線を議題といたします。

この件につきましては、付託しておりました総務建設常任委員会から別紙のとおり報告書が提出されております。

総務建設常任委員長の補足説明を求めます。

横大路委員長。

○委員長（10番 横大路政之君） 報告いたします。

令和元年9月2日、第3回定例会初日に付託されました第101号議案、町道路線の変更についての審査結果を報告いたします。

9月11日、委員全員で現地確認の上、慎重審査の結果、原案を可とすることに決しました。補足説明をいたします。

この町道は、仮称ふれあいの丘公園の周辺道路整備により大部分が廃止され、総延長が955.9メートルから390メートルとなり、起点・終点が変更となるものですが、柳ヶ浦池の周回部は既存道路のままです。

未舗装部分が起点側と終点側に約50メートルありますが、これは単費での整備になる予定だそうです。

以上、報告いたします。

○議長（牧野 真紀子君） 委員長報告に対する質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第101号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第101号議案は原案のとおり可決されました。

日程第16. 第102号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第16、第102号議案、新宮町教育委員会委員の任命について、本多陽子氏を議題といたします。

議案の説明を求めます。

町長。

○町長（長崎 武利君） 第102号議案、新宮町教育委員会委員の任命について、新宮町教育委員会委員に下記の者を任命することについて、議会の同意を求めるものでございます。

記といたしまして、氏名は本多陽子。

住所、略歴、年齢等は記載のとおりでございます。

任期につきましては、令和元年10月1日から令和5年3月31日まで。

理由といたしまして、新宮町教育委員会委員の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、町議会の同意を求めるものでございます。

よろしくお願いを申し上げます。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第102号議案、原案に同意することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員御異議なしと認め、第102号議案、原案に同意することに決定しました。

日程第17. 第103号議案

日程第18. 第104号議案

日程第19. 第105号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第17、第103号議案、糟屋郡公平委員会委員の選任について、小河武文氏を議題といたします。

なお、本議案から日程第19、第105号議案までの3件は、糟屋郡公平委員会委員の選任で

すので一括議題とし、一括質疑の後、採決は議案ごとに行います。

それでは、第103号議案から第105号議案までの議案の説明を求めます。

町長。

○町長（長崎 武利君） 第103号議案、糟屋郡公平委員会委員の選任について、糟屋郡公平委員会規約第3条第1項の規定に基づき、下記の者を糟屋郡公平委員会委員に選任することについて、議会の同意を求めるものでございます。

氏名、小河武文。

住所、生年月日は記載のとおりでございます。

経歴等は別紙に添付をいたしておりますので、御参照いただきたいと思います。

任期は令和元年11月1日から令和5年10月31日まででございます。

続きまして、第104号議案、2人目になります。

氏名、緒方博。

住所、生年月日は記載のとおりでございます。

経歴等は別紙に添付しておりますので、御参照いただきたいと思います。

任期は、同じく令和元年11月1日から令和5年10月31日まででございます。

最後に第105号議案、3人目でございます。

氏名、尾島弘典。

住所、生年月日記載のとおり。

経歴等につきましては、別紙参照をお願いいたします。

任期は、同じく令和元年11月1日から令和5年10月31日まででございます。

提案理由といたしまして、糟屋郡公平委員会委員の任期が、令和元年10月31日で満了することに伴い、後任委員を選任するに当たり、糟屋郡公平委員会規約第3条第1項の規定により、町議会の同意を求めるものでございます。

どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（牧野 真紀子君） それでは、第103号議案から第105号議案までの3件について一括で質疑を許可いたします。

○議長（牧野 真紀子君） ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

○議長（牧野 真紀子君） まず、第103号議案、小河武文氏、原案に同意することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員御異議なしと認め、第103号議案、原案に同意することに決定しました。

次に、第104号議案、緒方博氏、原案に同意することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員御異議なしと認め、第104号議案、原案に同意することに決定しました。

次に、第105号議案、尾島弘典氏、原案に同意することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員御異議なしと認め、第105号議案、原案に同意することに決定しました。

日程第20. 諮問第1号

日程第21. 諮問第2号

○議長（牧野 真紀子君） 日程第20、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について、後藤道子氏を議題といたします。

なお、本議案及び日程第21、諮問第2号は、人権擁護委員候補者の推薦ですので、一括して説明を受け、一括質疑の後、採決は議案ごとに行います。

それでは、諮問第1号及び諮問第2号の説明を求めます。

町長。

○町長（長崎 武利君） 諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について。

人権擁護委員の候補者として下記の者を推薦したいので、議会の意見を求めるものでございます。

記といたしまして、氏名、後藤道子。

住所、生年月日、略歴につきましては記載のとおりでございます。

理由といたしまして、任期満了に伴い、再度人権擁護委員を推薦するにあたり人権擁護委員法第6条第3項の規定により町議会の意見を求めるものでございます。

続きまして、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦について、人権擁護委員の候補者として下記の者を推薦したいので、議会の意見を求めるものでございます。

記といたしまして、氏名、笠井正夫。

住所、生年月日、略歴につきましては記載のとおりでございます。

理由といたしまして、任期満了に伴い、新任として人権擁護委員を推薦するにあたり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により町議会の意見を求めるものでございます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（牧野 真紀子君） それでは、諮問第1号及び諮問第2号の2件について、一括で質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

諮問第1号、後藤道子氏を適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員御異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、後藤道子氏を適任とすることに決定いたしました。

次に、諮問第2号、笠井正夫氏を適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員御異議なしと認めます。

したがって、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、笠井正夫氏を適任とすることに決定いたしました。

日程第22. 請願第1号

○議長（牧野 真紀子君） 日程第22、請願第1号、建設従事者のアスベスト被害の早期救済・解決と被害者救済基金の設立を検討することを国に働きかける意見書提出を求める請願書についてを議題といたします。

この件につきましては、付託しておりました文教生活常任委員会から別紙のとおり報告書が提出されております。

文教生活常任委員長の補足説明を求めます。

上畝地委員長。

○委員長（5番 上畝地白馬君） それでは報告いたします。

令和元年9月定例会初日、文教生活常任委員会に付託されました請願第1号、建設従事者のアスベスト被害早期救済・解決と被害者救済基金の設立を検討することを国に働きかける意見書提出を求める請願書の審査結果を報告いたします。

9月10日委員会におきまして、参考人より詳細な説明を受け、慎重審査の結果、全員賛成で採択とすることに決しました。

補足説明をいたします。

建設資材を生産加工する時などにばく露し、肺からアスベストを吸い込むと肺に蓄積し、30

年から40年の潜伏期間を経て、肺がん、悪性中皮腫などを発病するのが主なアスベスト被害の実態です。

以前から危険性が危惧されておりながら、2007年までにアスベストを含む建材は生産使用されていました。

発病して労災認定を受けても、平均賃金の80パーセントの支給。

救済法では治療費の3割負担、亡くなられたときには弔慰金280万円が出るのですが、治療費に使った3割分を差し引いた分で支給されているとのこと。

全国各地で裁判を起し、国の責任を認める判決が出ているが、もう原告の6割はなくなっている状況であり、またアスベスト建材を使った建物も現在存在し、解体するときにも被害が増える可能性もあるとの訴えでした。

以上、報告を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 委員長報告に対する質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了します。

討論を行いますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 討論を省略します。これより採決を行います。

請願第1号は、委員長の報告どおり採択としたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員御異議なしと認め、請願第1号は採択と決しました。

日程第23. 請願第2号

○議長（牧野 真紀子君） 日程第23、請願第2号、県道537号線、騒音・振動等の環境被害の対策を求める要請についてを議題といたします。

この件につきましては、付託しておりました文教生活常任委員会から別紙のとおり報告書が提出されております。

お諮りいたします。本件につきましては、委員長の報告どおり継続審査とすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員御異議なしと認め、請願第2号は閉会中の継続審査とすることに決定しました。

○議長（牧野 真紀子君） 日程第24、請願第3号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度

2分の1復元をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択の要請についてを議題といたします。

この件につきましては、付託しておりました文教生活常任委員会から別紙のとおり報告書が提出されております。

文教生活常任委員長の補足説明を求めます。

上畝地委員長。

○委員長（5番 上畝地白馬君） それでは報告いたします。

令和元年9月定例会初日、文教生活常任委員会に付託されました請願第3号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択の要請についての審査結果を報告いたします。

10月10日の委員会におきまして、参考人より詳細な説明を受け、慎重審査の結果、全員賛成で採択とすることに決しました。

補足説明をいたします。

近年、働き方改革が叫ばれる中、いまだに教職員の勤務時間が長い問題があり、福岡県の教員試験の倍率が1.3から1.1倍と下がり、教員になりたい若者が減少しているという実態だそうです。

生徒指導や部活動の指導、教材研究や授業の準備、会議等の雑務が多いため、教員は激務というイメージが若者を中心に定着している背景があるとのことでした。

少子化でも地域格差があり、子供が多い地域の教育の質の低下も現状としてあるとの訴えでした。

学級人数を減らすと教室を増やす必要性が生じる問題も、教員を増やすことで対応できるとの訴えでした。

以上、報告を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 委員長報告に対する質疑を許可いたします。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了します。討論を行いますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 討論を省略します。これより採決を行います。

請願第3号は委員長の報告どおり採択としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員御異議なしと認め、請願第3号は採択と決しました。

日程第25. 発議第2号

○議長（牧野 真紀子君） 日程第25、発議第2号、天皇陛下御即位奉祝賀詞決議についてを議題といたします。

本件につきましては、北崎和博議員ほか3名から提出がなされております。

趣旨説明を求めます。

北崎議員。

○議員（9番 北崎 和博君） 発議第2号の趣旨説明をさせていただきます。

新宮町議会議長、牧野真紀子様。

提出者、新宮町議会議員、北崎和博。

賛成者、新宮町議会議員、上畝地白馬、同じく横大路政之、同じく高木義輔。

天皇陛下御即位奉祝賀詞決議について、本年5月1日に即位され、令和の御代が始まりました。

天皇陛下の一世一代の御盛儀の年を迎え、10月22日の「即位礼正殿の儀」をはじめ全国で様々な奉祝事業が進められる中、本町議会においても世界の平和と我が国の繁栄がさらに進展する令和の世となるよう祈念し、天皇陛下の御即位を心からお祝いを申し上げ、新宮町議会会議規則第13条第2項の規定により、「天皇陛下御即位奉祝賀詞（案）」を提出する。

次のページをお願いします。

天皇陛下御即位奉祝賀詞（案）でございます。

天皇陛下におかせられましたは、風薫る佳き日にご即位あそばされ、日本国及び日本国民統合の象徴として、皇位を継承なされますことは、誠に慶賀に堪えません。

世界の平和と我が国の繁栄が一層進展し、令和の世が幾久しく続きますよう心から祈念申し上げます、ここに新宮町議会は町民を代表して、謹んでお祝いを表し奉ります。

令和元年9月13日、福岡県新宮町議会。

よろしく願いいたします。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了します。

質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

発議第2号、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、発議第2号は原案のとおり可決されました。

日程第26. 発議第3号

○議長（牧野 真紀子君） 日程第26、発議第3号、新宮町地域振興特別委員会の設置についてを議題といたします。

本件につきましては、北崎和博議員ほか3名から提出されております。

趣旨説明を求めます。

北崎議員。

○議員（9番 北崎 和博君） 発議第3号の趣旨説明をさせていただきます。

新宮町議会議長、牧野真紀子様。

提出者、新宮町議会議員、北崎和博。

賛成者、新宮町議会議員、上畝地白馬、同じく横大路政之、同じく高木義輔。

新宮町地域振興特別委員会の設置について、上記の議案を別紙のとおり、新宮町議会会議規則第13条第2項の規定により提出をする。

次のページをお願いします。

新宮町地域振興特別委員会の設置（案）でございます。

次のとおり、新宮町地域振興特別委員会を設置するものとする。

名称でございますが、新宮町地域振興特別委員会。

設置の根拠、地方自治法第109条及び新宮町議会委員会条例第5条によるものでございます。

目的は、地域振興に関する調査・研究のためでございます。

委員の定数は12名でございます。

設置の期限、審査終了まででございます。

提案理由といたしまして、現在、本町においては新宮中央駅を中心とする市街地では人口増加が進む一方、東部地区や相島地区は人口減少、高齢化が進み、地域の担い手不足が深刻になるなどのさまざまな問題が生じている。

その状況を踏まえて本町議会は、町の将来を見据え、多角的な視点に立ち、議会が主体的にし地域振興策の調査・研究を行い、意見具申などを行う必要があると考える。

以上のことから、地方自治法第109条及び新宮町議会委員会条例第5条の規定による特別委員会を設置するものでございます。

御賛同のほう、よろしく願いいたします。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決をいたします。

発議第3号、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手する者11名、挙手しない者0名]

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、発議第3号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

午後2時37分休憩

.....

午後2時39分再開

○議長（牧野 真紀子君） 再開します。

お諮りいたします。ただいま設置されました新宮町地域振興特別委員会の設置についての委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定によって、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牧野 真紀子君） 御異議なしと認めます。

よって、新宮町地域振興特別委員会の設置についての委員は、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

正副委員長選出のため、ここで暫時休憩いたします。

午後2時39分休憩

.....

午後2時46分再開

○議長（牧野 真紀子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま休憩中に正副委員長を選出していただきました結果、委員長は松井和行議員、副委員長は上畝地白馬議員に決まりましたので御報告いたします。

よろしく願いいたします。

----- . ----- . -----

日程第27. 発議第4号

○議長（牧野 真紀子君） 日程第27、発議第4号、新宮町教育委員の選挙運動に係る調査特別委員会の設置についてを議題といたします。

本案は、私に関連することであると思われますので、地方自治法第117条の規定により議長は除斥いたします。

ここで副議長と交代いたします。

よろしく願いいたします。

[議長退室、副議長が議長席に着席]

○副議長（松井 和行君） 議長が除斥となりましたので、地方自治法第106条の規定により、

副議長が議事の進行をいたします。

本件につきましては、温水眞議員ほか5名から提出されております。

趣旨説明を求めます。

温水議員。

○議員（2番 温水 眞君） それでは、発議第4号の説明をさせていただきます。

新宮町議会議長、牧野真紀子様。

提案者は、私、新宮町議会議員、温水眞でございます。

賛成者は、新宮町議会議員、西健太郎。

同じく濱田幸、同じく安武久美子、同じく横大路政之、同じく北崎和博でございます。

新宮町教育委員の選挙運動に係る調査特別委員会の設置について、上記の議案を別紙のとおり、新宮町議会会議規則第13条第2項の規定により提出するものでございます。

2枚目の新宮町教育委員の選挙運動に係る調査特別委員会の設置案をご覧ください。

次のとおり、新宮町教育委員の選挙運動に係る調査特別委員会を設置するものです。

名称ですが、新宮町教育委員の選挙運動に係る調査特別委員会でございます。

設置の根拠は、地方自治法第109条及び新宮町議会委員会条例第5条でございます。

目的は、新宮町教育委員の選挙運動に係る調査のためでございます。

委員の定数は11名でございます。

設置期限は、審査終了まででございます。

提案理由といたしまして、平成31年4月に行われた新宮町議会選挙において新宮町教育委員が選挙運動にかかわったとの記事が令和元年7月14日付けの西日本新聞で報道されました。

報道を受けて7月16日に全員協議会が開催されましたが、教育委員会の出席もなく、その後、本件についての会議は開催されず、新聞報道の真偽すら判らない状況であります。

また本町議会は、8月21日に新宮町教育委員会が当該教育委員を「処分しない」との方針を新聞報道で知り、9月定例会において複数の議員が質疑をしましたが、納得のいく回答は得られませんでした。

重ねて、町民からも厳しいご批判、ご意見及びご指摘を受けている状況であります。

その状況を踏まえるとともに、教育委員の任命は議会の同意案件であることを重く受け止め、本件の事実確認並びに関係者の調査を行う必要があります。

以上のことから、地方自治法第109条及び新宮町議会委員会条例第5条の規定により、特別委員会を設置するものでございます。

議員の皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。私の説明とさせていただきます。

○副議長（松井 和行君） それでは、質疑を許可いたします。

高木議員。

○議員（8番 高木 義輔君） では、提案者の温水議員に少しお尋ねをしたいと思います。

提案理由の中で、新聞報道の真偽すらわからない状況であると書かれていますが、9月の定例会において、教育長がきちんと答弁されたように思っております。

これで真意がわかったのではないかというふうに私は理解しておりますが、3点ほど言わせていただきますと、どのような点がわからなかったのかということをご第1点お聞きします。

それと、定例会で複数の議員が質疑をしたが、納得のいく回答は得られなかったと書いてありますが、何が納得できなかったか。

教育長の答弁で何が納得できなかったかということをお伺いしたいと思います。

それから3点目ですが、教育長が答弁をされましたが、本件も事実確認及び関係者の調査を行う必要があると書いてありますが、本件の事実確認については、教育長及び学校教育課長、教育委員会の中で確認をされ、教育長が答弁されたのではなかったかというふうに私は理解しております。

これ以上何の事実確認があるのか、必要なのか、その3点を伺います。

○副議長（松井 和行君） 温水議員。

○議員（2番 温水 眞君） 今の、

○副議長（松井 和行君） 温水議員。立って発言してください。

○議員（2番 温水 眞君） そうですね。今の3つの部分については、これは個々人がどういうふうに理解するかということだと思えますよ。

細かい部分に説明はありますので。

○副議長（松井 和行君） 温水議員。真ん中に寄ってください。

○議員（2番 温水 眞君） すみません。細かい部分については委員会を設置していただいて、そして報告をいただきたいと思っております。

前回の会議では、1人あたりに3問という質問が限られていましたので、まだまだ、ちょっと私としてはお伺いしたいということがありますので、そういう部分でぜひ設置をお願いしたいというふうに思っております。

あと今の部分に、ちょっと回答になってないかもわかりませんが、その辺については委員会を設置することで、ぜひその中で真相をより明快にしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○副議長（松井 和行君） 高木議員。

○議員（8番 高木 義輔君） 納得できなかった回答ということですが、あなたの

理解する、納得する回答っていうのはどういうことでしょうか。

そのことをお伺いしたいと思います。

○副議長（松井 和行君） 温水議員。

○議員（2番 温水 眞君） いろいろあるんですよ。

例えば、積極的とはどういうふうに捉えるか。捉え方の問題ですよ。

だから委員を利用したのかどうか、その選挙活動にね。

利用したのか、してなかったのか。

じゃあ、この前の人事院規則の部分で選挙のカンパとか、何か3つ、4つ、例を言われてましたよね。

この教育委員としてのルールがあると思うんですけども、要は教育長も持ってありましたね、私は目は見えますんで。

これね、教育公務員の違反行為の具体例ということで、人事院規則の14項の7項に選挙運動員として、候補者の自動車など乗り投票を呼びかけること、これは禁止行為ですよということを明快に書いてあるんですよ。

ここを飛ばしてデモ行進、それから広告、ポスター、あいさつ、この辺のことを言われてましたけど、明快にこういうことは自分たちで自覚しているのであれば、それははっきりその場で言うべきじゃないですか。

それともう一つは、これ7月の25日ですか、委員会を開催されて。

8月の21日、都合1カ月ありますよ。

普通、こういう、まあ、正直言って次元の低いトラブルですよ。

だから、いろいろあろうかと思いますが、この分については即刻自分でジャッジメントして上長に仰ぐ。

そういうことで、ちゃんと議会で報告。

それが住民の要するに、不満を解消することだと思いますので、そういうふうに私は再度申し上げます。

○副議長（松井 和行君） 高木議員。

○議員（8番 高木 義輔君） 再度お聞きいたします。

ジャッジメントの話も出ておりましたが、あとでこの話も出るかもわかりませんが、私自身はジャッジするにあたって、各方面のほうでいろんな形で聞いて、最終的に判断されたというものの答弁であったというふうに思っておりますが、その辺の御理解はどんなふうになっているのでしょうか。

温水議員にお尋ねしております。

○副議長（松井 和行君） 温水議員。

○議員（2番 温水 眞君） 例えば、このことについて文科省の担当の方に聞かれた。

あるいは、これはもう次の委員会で正直質問しようと思ったんです、私は。

それから、藤原さんだったんですかね、文部事務次官。2月の22日にそういう通知があつて
るでしょうと。

それで、教育長のお答えは、あつてますと。

しかし、その人に伝えたんですかということをやったら、そこが明快でない。

常識でしょうけどこれは、やっぱり、そういう教育委員の方っていうのは、教育基本法ですか、
5・6年前にかわって、それで、そういう部分についての改めて政治的な中立性は、それを超え
てはならないですよということを言われていると。

だから、全員本当は知っているはずなんですよ、それを。

そのことを教育長も言われたんですよ。

○副議長（松井 和行君） 温水議員、一応、高木議員が、温水議員のほうに質問をされているん
ですよ。

教育長の云々はちょっと置いといて、温水議員の本人の声から高木議員の質問に答えてくださ
い。

3点質問されていますけどね。

教育長に云々じゃなくて、教育長に回答を求めるものでなくて、高木議員の質問に答弁をお願
いします。

〔「賛成者が答弁してもよかろうもん」と発言する者あり〕

○議会事務局長（井上 和広君） 賛成者いいですよ。だれでもいいですよ。

別に何も問題ないです。

○副議長（松井 和行君） 北崎議員。

○議員（9番 北崎 和博君） 答えになるかどうかちょっとわかりませんが、やはり人間ですか
ら、皆さんが同じ形で納得のいく形っていうのは、納得するっていうのはなかなか難しいと思
うんです。

ただ、今回の件については、現実的にこれ提案理由にもありますけども、私ども議員は新聞報
道しかわからないんです。

それも新聞報道の真偽すらわからない状況なんです。

それは、多分皆さん一緒だと思うんですけどね。

だから、この委員会を設置して、やはり真っ白な形からやり直すと。

それがやっぱり町民の負託に応えるということじゃなかろうかと思っているんです。

だから、他の、これに賛同されない方も、その委員会の中でしっかりこれはいいんじゃないかとかいうことを、議論をやっていく。

それがやはり議会としての役割じゃないかというふうに私は思っております。

○副議長（松井 和行君） ほかに質疑がある方。

末吉議員。

○議員（3番 末吉 富美徳君） 定例会初日に温水議員は、発言の中で、この行為は違法行為であると言われております。

また、東大教授も違法であると言わざるを得ないということも発言されております。

議員自身が、本当にこれが法律違反だと思っていらっしゃるのですか。

○副議長（松井 和行君） 温水議員。

○議員（2番 温水 眞君） はい。私は、そういう報告がゼロだったんですね、正直申し上げまして。

それでちょっと口が、何と申しますかね、こともあろうかと思えますけど、いずれにしろ公選法それから地教行法、いろいろあろうかと思えますけども、その判断基準というのは、微妙なところもあると思うんですけども、要は、この教育公務員の違反行為の具体的な例として、選挙運動員として候補者の自動車などに乗り投票を呼びかけること。

これはしちゃんなんですよってということが明快に書いてあるんですよ。

これは多分、もう全員わかっていることと思えますよ。こういう行政に携わってる人は。

それは2、3年、初めて教育委員やられた方じゃないですからね。

私はキャリアを知りませんが、多分そういう今まで人生の中で40年、それぐらいは教職員として頑張ってこられて、本当に一生懸命頑張られた方が、たまたまミスられたということじゃないかというふうに思っています。

だから、違法行為であったかどうかということ問うとるんじゃなくて、あくまでも道徳上、倫理上、教育委員というのは、高貴で、ノーブルでそういうふうにあるべきだというふうに書いてありますから、そのことに対して申し上げました。

以上です。

○副議長（松井 和行君） 末吉議員。

○議員（3番 末吉 富美徳君） はい。今、お答えいただいた中で、公選法とか禁止されているという言葉があるということは、この特別委員会で司法判断をされるということですか。

○副議長（松井 和行君） 温水議員。

○議員（2番 温水 眞君） はい。前回は申し上げましたように、これは裁判所とかそういうことじゃないんですよ。

ですから、司法判断を仰ぐとかそういうことじゃなくて、要するに、こういう問題を議会としてどうするか。

そして、要は1カ月近くかかりましたよね、いろんな事情があったということでしょうけど。そのことを明快にしようという、お願いしますということでございます。

○副議長（松井 和行君） 末吉議員。

○議員（3番 末吉 富美德君） 議会の構成なりを考えた中でのそういう御発言だと思いますが、やはり関係者を呼んで委員会で査問するような形になれば、やはり懲罰委員会みたいな形になるのではないのでしょうか。

○副議長（松井 和行君） 横大路議員。

○議員（10番 横大路 政之君） 先ほどからやりとりを聞いてますと、要は、趣旨説明の中にもありましたけど、事実関係を確認したいと、何があって何がなかったのかを確認するための特別委員会を設置したいという話だけでしかないわけですから、そこに何がしかの思惑があるかのごとく質問するっていうのはおかしいと思うし、今現在、我々が知り得ている事実というのはほんの片隅でしかないと私は思っております。

一方で、もうすべて明白になつとるという主張の方もいらっしゃるんですよ。

でもそれは、我々が今現在持っている情報からすると、ほんの断片的でしかないと思っていますから、特別委員会でそれを明確にしようという話をしてるだけで、そのことに対して何を調べたいのかとか、細かくあれする。

それは委員会の中でやるべきことか、調査する内容かどうかを審議すればいいだけで、ここで設置するか否かを議論するテーマではないと私は思っています。

以上です。

○副議長（松井 和行君） 一応、質疑を許可していますので、私の考える範囲内で質問を許しますので、ほかに質疑のある方。

上畝地議員。

○議員（5番 上畝地白馬君） はい。今のお話の流れからいうと、事実確認がまだされてないっていう話でありました。と思います。

9月2日の本会議中に、教育長が今回の件がまとまり次第、何らかの形で報告をさせていただくっていう話があっております。

まとまり次第、報告が多分何かあるのかなっていうふうに思っておりますので、その報告を待ってから、また検討していいのではないかなというふうに思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○副議長（松井 和行君） 西議員。

○議員（6番 西 健太郎君） この件に関しては、9月の2日初日の本会議の時点で質問したことで、我々が問題意識を持っていることは投げかけているわけです。

そのあとに、金曜日に全員協議会ありましたよね。

そのあとに文教生活常任委員会ありましたよね。

この場で説明できたんじゃないかというふうに私は思っています。

待っていたんですよ、正直。

この件については、もう新聞報道で処分はもう決定していたわけでしょ。そういう報道があったわけでしょ。

だから、これから決定するわけじゃなくて、もう決定が下されたわけですから説明ができるはずじゃないですか。

それを待ってたんです。

だから、そのいつ説明するのかっていうのがわからないまま、議会に説明がないっていう状況にあること自体に、私はちょっとおかしいんじゃないかなっていう思いを持っているので、こういう立場に立っているっていうことであります。

○副議長（松井 和行君） 北崎議員。

○議員（9番 北崎 和博君） 9月の初日の一般会計補正予算の中で質疑があつて、それで答えたからいいじゃないかというふうな意見が先ほどから言われていますけど、質疑にしてもそれはやっぱり疑問に思うほうの議員がアクションを起こして答えられたんですね。

これは、その事案が発生してからもう2カ月が経っているわけですよ。

だから、その間何もなくてやって、こっちからアクションを起こして答えられたということでありますので、やはりそこは特別委員会を設置して、やっぱりしっかりと調査をしていく必要があるというふうに思っております。

○副議長（松井 和行君） 質疑をお願いします。

大牟田議員。

○議員（7番 大牟田 直人君） はい。提案理由のほうについて、質疑いたします。

真ん中のほうです。

重ねて、町民からも厳しい御批判、御意見、御指摘を受けている状況にあるっていう提案理由がありますが、私のところにもいろいろ意見が集まっています。

その中では、7月14日に新聞報道されてあったように当該教育委員さんが事前に県の選挙管理委員会に事前に確認していたっていうことで、ある程度一定の理解を示すということで、教育長が文部科学省に確認をして、違法とは言い切れないという説明もありましたので、一定の理解を示すが今後はクリーンな議会に生かしてほしいという意見を私はいただいております。

今回のことを戒めじゃないですけど、今後のクリーンな議会活動に生かしてほしいという意見を受けています。

そういう厳しいご批判というよりも未来に対して頑張ってくれとか、そういう意見とかを受けてないでしょうか。

○副議長（松井 和行君） 北崎議員。

○議員（9番 北崎 和博君） はい。大牟田議員がおっしゃったことも、ぜひこの委員会を設置して、いろんな意見を吸い上げて、そして進めていくということが一番のやっぱり町民に対する責務じゃなかろうかというふうに思っております。

○副議長（松井 和行君） 大牟田議員。よろしいですか。

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松井 和行君） 質疑を終了します。

討論を行いますか。

〔「討論」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松井 和行君） これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

高木議員。

○議員（8番 高木 義輔君） はい。私の反対意見を述べさせていただきます。

先般、定例議会においても町長も答弁として、福岡県の選挙管理委員会、また新宮町の選挙管理委員会、公職選挙法に則っての判断がどうかというようなことを選挙管理委員会を通じていたしましたが、選挙違反という認定までは行っておりません。

そういったことで、一応この件につきましては、私は町として、これらの処分とか、そういったことは現在考えていないところでございますという答弁がありました。

また、教育長の答弁といたしましては、先ほども出ておりましたが、文科省の方にも、実は直接確認をさせていただきました。

これは違法性があると判断できるものではない。あとは自治体で判断ということでしたので、教育委員会の中で慎重に審議をし、結論を出したわけでございますと答弁がございましたので、私はそのまま、このとおりでいいんじゃないかということで、反対意見として述べさせていただきます。

○副議長（松井 和行君） はい。次に、原案に賛成者の発言を許可します。

西議員。

○議員（6番 西 健太郎君） 私、先ほどの質問で言ったような形なんですけども、やはり法に

触れている、いないっていう問題っていうのは判断しづらい部分もあるし、言ってみたら前例がないことだと思うんです。

前例がないから問題になっているんですよ。

政治的な中立を保たなければいけない教育委員会が、それでいいのかっていうことをやっぱり町民の皆様から厳しい御意見、我々はいただいているわけです。

それに対して、しっかりとこれこれこういうことなんですっていうことを、しっかりと御説明していく責務が議会にはあると思います。

このことをするために、まずその事実が何であるかっていうことを解明する必要があると思いますし、そのことをもって、町民の方々に納得いく御説明を差し上げるっていうことが必要だと思いますので、私はこの特別委員会の設置に賛成いたします。

○副議長（松井 和行君） 次に、原案に反対者の発言を許可します。

末吉議員。

○議員（3番 末吉 富美德君） はい。先ほどから、温水議員のほうから言われる正確な答えがほしい、教育長の回答では納得いかないと言われるのであれば、再度、教育長なり教育委員会に報告を求め、再調査を依頼して、また別の機会に報告をいただければ十分だと思うので、この特別委員会の設置には反対いたします。

○副議長（松井 和行君） はい。次に、原案に賛成の方の発言を許可します。

北崎議員。

○議員（9番 北崎 和博君） はい、賛成をいたします。

先程とかの繰り返しになるかもしれませんが、私どもは本当に新聞報道の真偽すらわからないというふうな状況でございます。

先ほど来、いろんな方がまた再度調査すればいいじゃないかというふうな御意見もありますけれども、繰り返しになりますが、一般会計補正予算時に質疑をしたのは、私どもがアクションを起こした。

2カ月間あったんですね、その期間が。

だから、言ったら私どももやっぱりこの件はいろいろと説明をもらわないといけないということから質疑をしたわけです。

そして、先ほど西議員のほうも言われましたけれども、本定例会においても、全員協議会並びに文教生活委員会があったと。

その場でもなかったということで、この特別委員会をもう設置しかないというふうなことで、今回発議をしているわけでございます。

そして、皆様方がこれが納得しているということであれば、ぜひその特別委員会で主張してい

ただきたい、いろんな調査の中で主張していただきたいというふうに思っております。

賛成でございます。

○副議長（松井 和行君） はい。次に、反対者の発言を許可します。

大牟田議員。

○議員（7番 大牟田 直人君） はい、反対いたします。

公職選挙法、先ほど地方行政の組織及び運営に関する法律、温水議員のほうからも解釈が難しいところがたくさんあるという話が出ましたが、本当に難しいんですよ。難しいと思っています。

例えば、公職選挙法では、事前運動というのは禁止されています。

事前運動って禁止されてますけど、後援会に入会してもらうのに、町民を回って後援会の入会をお願いしますという活動は事前運動にはならない。

そんなことは私たちも選挙に出るまでよくわかっていませんでした。

それをどうやって調べたかという、選挙管理委員会に問い合わせたり、いろんな人に聞いたりとかいって調べています。

今回の当該教育委員の話でも教育委員になったときに、選挙管理委員会に聞いて判断したということですので、これに関しては一定の理解ができるものだと思います。

またほかにも特別公務員って、地位を利用して選挙活動はしてはいけないという規定がありますけれども、特別公務員である区長さん、民生委員の皆さん、消防団の皆さん方とかいろいろいますけど、そういう人たちも何がよくて何がよくないかってわからない状況に今あるんじゃないかなと思います。

どこまでが、応援したい人がいるけど、どこまでやっていいって、どこまでやって、俺ちよつと違反しているんじゃないかとか、そういうことを感じたりとか、そういうこともあるんじゃないかなと思います。

なので、この件だけをことさらに調べるとかいうのではなくて、今後町民とともに選挙で何がよくて何がよくないか、それを勉強する勉強会だったり、それに対して勉強していく特別委員会であつたりというのであれば、私もいいなと思うんですけども、この件に対してことさらに責めるっていうか、責めるじゃないですね、調査するっていう委員会の必要はない、必要とは感じないので反対いたします。

○副議長（松井 和行君） はい。次に、原案に賛成者の発言を許可します。

濱田議員。

○議員（4番 濱田 幸君） はい。私は、この件を新聞の報道で知り、処分がなかったっていうことも報道で知りました。

私がちょっと疑問に思っているのは、議員の仕事でこういうものが話し合われるのではないかと、そういうふうに思って、知ったときに待っていたんですけども、そういうものが本当にないままに、本当に町民の方々から疑問を投げかけられ、何をしとるんだっていうふうに言われましたので、やっぱりしっかりと内容を、ほんとに自分としても議員として何かそこにかかわって、その経過をみたかったっていうのがありますので、その部分がちょっとやっぱりまだ納得できておりませんので、今回賛成とさせていただきます。

○副議長（松井 和行君） 次に、原案に反対者の発言を許可します。

上畝地議員。

○議員（5番 上畝地 白馬君） はい。まず、今回の件で地方公務員法、公職選挙法には今現在、抵触してないということで、地方教育行政組織運営に係る法律っていうものになるかと思うんですが、大牟田議員とちょっとダブるところもありまして、この件で、今回教育委員さんの件で上がっていますが、まだ、いろいろ区長さんだったり、消防団員さんだったり、民生委員さんだったり、いろいろな方が選挙期間中に選挙に積極的にかかわることは禁じられているということで、その部分は私も選挙に出るときに、なかなかこう判断しづらいついていう部分もありました。

選挙管理委員会に一応聞いて、この辺はいいのかとか、その辺はだめなのかとかいろいろ参考にして進めた経緯があります。

今回も教育委員さんは、県にもちゃんと問い合わせをしておりますし、また教育長もまとまり次第、説明をされるっていうことだったので、今回の特別委員会を設置することは反対をいたします。

○副議長（松井 和行君） はい、次に、原案に賛成の方。

横大路議員。

○議員（10番 横大路 政之君） 先ほどからお聞きしてましたら、委員会を設置するにあたって細かく定義づけが必要になるような質問のされ方をしてましたけども、そもそも委員会を提案した大きな理由っていうのは、やはり提案者からも説明がありましたように、事実関係を確認したいと。問題があったのか、なかったのか。

それを確認するための委員会をつくろうという提案をしてるだけの話であって、特に教育委員さんっていうのは、先ほどもお一方、議会が同意したわけですが、議会同意を経て任命する教育委員さん、町の教育行政を預かる教育委員さんが、それで適切な人であるのか、あるのかとちょっと人物評価になってくるとちょっと誤解を招くので訂正しますが、要するに、そういう方に依頼していいのかどうかを判断する大きな材料に私はなるんだろうと思うんですね。

法律では、政治活動を厳しく規制されている役柄でもあるわけですから、事実関係を確認したいという特別委員会に、それだけの必要性がないと判断される根拠が私にはよく理解できません。

事実関係をきちっと確認して、安心して任せられる教育委員会であってほしいと私も願っています。

ですから、事実関係を明確にしたいという思いで、この提案に賛成したわけですから、その辺をぜひ御理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

○副議長（松井 和行君） はい。次に、原案に反対者の発言を許可します。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松井 和行君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

安武議員。

○議員（1番 安武 久美子君） こんなに大変なことだとは思いませんで、ですけれども、また新任の教育委員さんを任命されましたが、この方もどういったところまで、今後、全く応援をしちゃいけないのか、それからどこまで応援をしてもよいのかとかいう、本当にそういったことが新人議員でわからないってところもあります。はっきり知りたいというのが、根本にあります。今回そういうのがはっきりわかるのであれば、私はこの特別調査委員会をつくってもいいんじゃないかなと思って賛成いたしました。

以上です。

○副議長（松井 和行君） 次に、反対者の発言を許可します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松井 和行君） はい。次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松井 和行君） 発言が出尽くしたと思います。

ほかに討論はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松井 和行君） これで討論を終わります。

それでは、これから採決を行います。

発議第4号、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手する者6名、挙手しない者4名〕

○副議長（松井 和行君） 賛成多数と認め、発議第4号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。

午後3時28分休憩

午後3時29分再開

○副議長（松井 和行君） 再開いたします。

お諮りします。ただいま設置されました新宮町教育委員の選挙運動に係る調査特別委員会の設置についての委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定によって、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松井 和行君） 御異議なしと認めます。

よって、新宮町教育委員の選挙運動に係る調査特別委員会の設置についての委員はお手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

今から正副委員長を選出のため、ここで15時50分まで休憩いたします。

午後3時29分休憩

午後3時50分再開

○副議長（松井 和行君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま休憩中に正副委員長を選出していただきました。

その結果、委員長は北崎和博議員。副委員長は、西健太郎議員に決まりましたので御報告いたします。よろしく願いいたします。

ここで議長と交代いたします。

暫時休憩します。

午後3時50分休憩

午後3時51分再開

〔議長入室、副議長は自席へ着席〕

日程第28. 新宮町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について

○議長（牧野 真紀子君） 日程第28、新宮町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙についてを議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選といたしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 御異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

選挙管理委員会委員に進藤健二氏、林宏美氏、中野辰彦氏、土井千枝子氏、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名した方を選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました進藤健二氏、林宏美氏、中野辰彦氏、土井千枝子氏、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員には、阿部秀範氏、斉藤亮氏、森一彦氏、三船良次氏、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名した方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙管理委員補充員には、阿部秀範氏、斉藤亮氏、森一彦氏、三船良次氏、以上の方が選挙管理委員補充員に当選されました。

次に、補充の順位についてお諮りいたします。

補充の順序はただいま議長が指名した順序に従いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 御異議なしと認めます。

よって、補充員の順序はただいま議長が指名した順序に決定しました。

選挙管理委員補充員、第1順位、阿部秀範氏、第2順位、斉藤亮氏、第3順位、森一彦氏、第4順位、三船良次氏、以上の方が順序のとおり選挙管理委員補充員に当選されました。

日程第29. 閉会中の継続調査申出書について

○議長（牧野 真紀子君） 日程第29、閉会中の継続調査申出書についてを議題といたします。

お諮りします。別紙のとおり、各常任委員長及び各特別委員会委員長から閉会中の継続調査の

申出書が提出されておりますが、これを承認することに賛成の方は挙手願います。

[挙手する者11名、挙手しない者0名]

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、これを承認することに決定しました。

日程第30. 議員派遣の件について

○議長（牧野 真紀子君） 日程第30、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りします。議員の派遣については、別紙のとおり議員の派遣を行いたいと思いますが、これを承認することに賛成の方は挙手願います。

[挙手する者11名、挙手しない者0名]

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、これを承認することに決定いたしました。

日程第31. 報告第22号

○議長（牧野 真紀子君） 日程第31、報告第22号、各常任委員会の報告を行います。

内容の説明を求めます。

総務建設常任委員長、横大路委員長。

○委員長（10番 横大路 政之君） 総務常任委員会の報告をいたします。

まず総務課、ふるさと納税につきまして、8月末現在の経過報告を受けております。

寄附額1億2,189万1,500円。

件数9,105件、前年同月比は記載のとおりでございます。

それから普通財産について、貸付と売却それぞれ発生しております。

まず西鉄線路跡地の一部を3か所、いずれも緑ヶ浜地区下水道工事に伴う資材置き場として貸し付け。

それから、緑ヶ浜池の一部をやはり同じく資材置き場として貸し付けておるそうです。

売却につきましては、記載の住所の公募売却については記載の住所2筆、合計1,185.97平方メートル。

これが9月の27日に入札が行われます。

随契で記載の住所の2筆、6.59平方メートル。

これは、隣地地権者へ売却ということで報告を受けております。

それから、令和元年人事院勧告につきましては、秋の臨時国会で国家公務員の引き上げが決定すれば、それらに準じて町の条例を改正する予定だということで報告を受けております。

実施時期につきましては、平成31年4月1日にさかのぼってということです。

ね、それからボーナスについては、法律の公布日ということだそうです。

それから政策経営課。

第6次新宮町総合計画について、関係諸団体からヒアリングを実施したということです。

総合計画審議会が8月9日に第6次新宮町総合計画の策定について、町長から諮問されております。

それから、新宮町まち・ひと・しごと創生総合戦略について、平成30年度の実績及び審議会の意見の報告を受けました。

社会保障・税番号マイナンバー制度についてですが、現在の交付状況が記載のとおりでございます。

そこで、マイキーID設定することによって、利用方法が広がるということで、この設定のため窓口強化を予定しておると、臨時窓口を設定する予定だということで報告を受けております。

住民課。

特定健診につきまして、令和元年9月時点での対象者3,604人に対して予約受付者が738名、受診率20.48パーセントということだそうです。

税務課につきましては、平成30年度の県税事務所特別徴収班との合同徴収実績について、報告を受けております。

これは県職員5名に新宮町の税務課から併任辞令を交付し、滞納者の預貯金113万9,400円、その他64万9,300円、計178万8,700円分を処分したということです。

それから、平成30年度の町税滞納処分につきましては、実績として預貯金383万5,864円、給与等494万8,853円、所得税等還付金12万350円、計890万5,071円が収納されております。

法人町民税の税率引き下げについて、法人税割の税率が12.1パーセントから8.4パーセントへ引き下げられることになっており、令和元年10月1日、来月1日以降に開始する事業年度から適用されるそうです。

地域協働課。

災害警戒本部が昨今設置されまして、その実績の報告を受けております。

3回設置ですね。いずれも被害及び避難者はなかったということだそうです。

それから、新宮町海岸深夜花火禁止・防犯に関する巡回については、青少年指導員さん、それから地域協働課が実施をしております。

なお、消防団の方も防火のための深夜花火禁止の巡回を実施したということで報告を受けております。

秋の交通安全県民運動が9月21日から9月30日、10日間実施予定で、その中で9月14日の敬老大会で啓発活動。

9月24日の自転車マナー啓発を行うという予定だそうです。

上下水道課。

簡易水道事業の現状と今後の予定について報告を受けております。

貯水の現状ですが、昨今の雨で第1、第2貯水池ともにほぼ満水に近いということで、今後の水資源の運用の見通しについてですが、まず第2貯水池を使用し、これが9月中。

10月に入って、第1貯水池を使用開始すると。

海水淡水化装置の運転開始は11月初旬を予定ということで報告を受けております。

下水道新設工事に伴う物件補償について、31年3月供用開始分のエリア、緑ヶ浜地区では1件被害報告がありまして、これは請負業者による直接補修を行い解決済みだそうです。

それから三代、上府それぞれ対象物件はありましたが、被害報告はなしということだそうです。

それから、花立花地区の大型合併浄化槽の調査委託についてということで、請負業者が決定し、業務概要は現地調査・機器改修の実施時期と概算費用の検討ということで調査に入るそうです。

報告は、来年の1月から2月ごろに作成される予定となっております。

都市整備課の範疇では、令和元年度の事業進捗状況について、これは別途資料をつけておりますので御参照ください。

それから、平成元年度の災害被災状況についてなんですが、記載のとおり4か所、倒木であったり、路肩、法面が崩落したりということがあったんですが、すべて地元と協議の上、工法・工期が決定しております。

以上、報告を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 委員長報告に対する質問を許可いたします。

松井議員。

○議員（11番 松井 和行君） 1点、確認いたします。

4ページの上水道課の分ですけど、1番の簡易水道事業現状と今後の予定の欄に、貯水の状況、第2貯水池もともにほぼ満水に近いと記載されて報告がありましたが、第2貯水池はたしか防水シートが破損していて、本来の満水状態にはならないはずだと思いますけど、そのところの確認をいたします。

○議長（牧野 真紀子君） はい、委員長。

○委員長（10番 横大路 政之君） はい。そのとおりですが、今現状の貯水率が満水に近いだけで、従来の漏水がなければもっと長期間保てるんでしょうが、現状の中では、とりあえずは一旦は貯水されたという報告でございます。

以上です。

○議長（牧野 真紀子君） よろしいですか。はい、ほかに。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質問を終わります。御苦労さまでした。

次に、文教生活常任委員会、上畝地委員長。

○委員長（5番 上畝地 白馬君） それでは報告いたします。

令和元年第3回9月定例会における本委員会調査活動について、下記のとおり報告いたします。
社会教育課。

1、令和元年度寺子屋事業について、夏休み期間中17行政区で実施されております。

2、第68回糟屋郡民スポーツ大会、第62回県民体育大会（夏季）について。

まず、第68回糟屋郡民スポーツ大会では、団体の部優勝が相撲、サッカー。

個人の部優勝が、卓球、剣道、バドミントン、相撲、水泳、陸上などがありました。

ほか、多数入賞もあります。

第62回県民体育大会では、水泳が多数入賞しております。

3、相島海事遺産（海底遺跡）調査について。

調査の経過、平成28年29年は、海底面の瓦の分布の状況の確認をしております。

平成30年では海底面下に埋没する瓦の有無、分布調査。引き続き令和元年では海底面下に埋没する瓦の有無及び分布状況の確認を行っております。

調査期間は8月22日から8月26日までとなり、新たに7枚の瓦を確認しております。

これまで、累計92枚の瓦を確認しております。

4、その他。

図書の寄附をいただいております。466冊で、都心運送株式会社からいただいております。

学校教育課。

1、平成31年度教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（平成30年度対象）について。

いずれの施策においても、新宮町教育委員会の積極的な指導援助によって効果を上げていることがわかり、新宮町の児童生徒保護者、地域住民が安心して教育を受けていることができる最適な教育環境づくりが進んでいることが伺えたとの評価がありました。

これは資料を配布しておりますので、御参照ください。

2、新宮町特定教育・保育施設の利用者負担等に関する条例施行の規則の一部改正する規則等の制定について。

保育所無償化に伴う、文言の変更です。

3、令和2年度町立幼稚園入園児募集について。

入園の申し込み期間は、10月23日8時30分から11月1日12時までとなっております。

各幼稚園で行います。

入園説明会は、10月16日13時からそびあしんぐう多目的ホールで行います。

見学会としては、時間は共通で9時半から11時まで。

立花幼稚園については10月23日、11月1日。

新宮幼稚園については10月25日、11月1日。

新宮東幼稚園については、10月24日、10月31日となっております。

4、町立小中学校の勤務時間外の電話対応について。

対応方法としては、留守番電話による音声メッセージとなっております。

対応の時間は、通常の平日小学校が19時から翌日の始業時間1時間前まで。

中学校については、部活動完全下校45分後から翌日の始業1時間前までを設定しております。

土日祝日、学校開庁日が終日ですね。

長期休養期間中の平日については、就業時間から翌日の始業時間までとなっております。

その他。

中学校部活動について、新宮中学校陸上部、男子ソフトテニス部が全国大会に出場しております。

研究発表については、新宮北小学校が10月10日、新宮小学校が10月30日、町立幼稚園が11月21日となっております。

続いて、環境課。

令和元年度楯の松原保全活動について。

今後の予定としては、11月16日、勤マルの日。参加者は一般、下府2及び杜の宮区民。

12月14日、議会議員と町職員による活動が予定されております。

2、相島の飼い主のいない猫について。

近年、相島で飼い主のいない猫が増加しているが、それに起因する諸問題への対応を今後町と区民で協議していくとの報告を受けております。

セアカゴケグモの発生状況については、令和元年度は40件です。

産業振興課。

1、地域創生推進交付金事業の効果検証について。

事業の内容としては、平成30年度に策定した相島活性プランに基づき、島の重要課題である人口減少、少子化への克服に向けた取り組みを進めるため、記載の4つの事業を行っております。

まず組織づくり、持続可能な相島の体制構築では平成29年度に立ち上げられた島の関係団体代表で構成する相島活性協議会を漁師を中心とした振興プロジェクト、特産名産開発プロジェクト、購買店リニューアルプロジェクト、観光振興プロジェクト、移住促進プロジェクトの5つの

ブロックに再編し、各プロジェクトで部会、各種事業を検討実施されております。

続いて、仕事づくりに関しては、①生産業の生産性向上として、一本釣りをした魚を市場へ出荷するというだけでなく、島外の消費者への直販ルートを開拓するため、直売事業であるいけま売りを月1回の定期開催とし、新たに近郊飲食店向けの事前注文システムを構築しております。

また、相島産ひじきを活用した特産品の開発を行い、製造販売体制を検討しております。

②環境保全に関するソーシャルビジネスについては、漂着ごみや廃漁具などの処理が課題となっているため、これらの廃棄物を活用したハンドメイド品を試作し、製造販売体制を検討しております。

次に、資金づくり、活動基金等の立ち上げについては、相島活性化や自然環境の維持に関する活動に必要な資金を集めるため、観光客などの来島者を対象にした相島応援基金を立ち上げております。

続いて、人づくりに関しては、環境整備及び情報発信として相島空き家バンクを立ち上げ、空き家情報を収集し移住希望者に情報提供するためのホームページ、相島ネットを構築しております。

また、漁村留学の第2期の募集を実施しております。

続いて、渡船事業。

運賃及び時刻表の変更について、資料があるので御参照ください。

マリンクス事業について、渡船の時刻表に合わせて相らんど線の時刻表を変更しております。

以前からあります運賃表、小さな小冊子があります。それを変更しております。

その他、いけま売りについて。

日時、9月21日9時から、10月19日9時から収穫祭として、農業従事者と協力しております。場所は新宮漁港です。

まつり新宮について、11月3日、10時から15時まで、沖田中央公園で行われます。

ふくおか町村フェアについて、11月9日10時30分から16時30分まで、11月10日10時30分から16時30分まで。

場所は、県営天神中央公園となっております。

一般社団法人新宮町おもてなし協会については、お手元に委員外の方には資料を配付しておりますので、詳細はそちらのほう御覧ください。

続いて、健康福祉課。

民生委員・児童委員の一斉改選について。

民生委員・児童委員は、推薦人数が34名、定数が35名です。内訳は、新任が15名、再任が19名。

主任児童委員については推薦人数が2名、定数2名、内訳が再任2名になっております。

2、プレミアの商品券事業について。

非課税対象者申請受付が、令和2年2月28日までとなっております。

購入引換券は9月17日から送付の予定となっております。

商品券販売は、9月18日から令和2年2月28日までとなっております。

商品券の使用期間は、10月1日から令和2年3月31日までとなっております。

取り扱い事業所は、町内65事業者となっております。

3、敬老大会について。

日時、9月14日、10時から、そぴあしんぐうで行われます。

特別養護老人ホーム整備に係る事業者の選定について。

7月29日、月曜日、特別養護老人ホーム整備運営事業者選定委員会を実施し、社会福祉法人ななせを選定しております。

9月30日に町に対して県がヒアリングを行っております。12月以降に県審査結果が公表予定となっております。

5、令和元年度新宮町おでかけ情報作成・配布について。

高齢者の外出の機会を増やし、社会参加を通じた自身の介護予防を目指すということで、おでかけ情報が載ったチラシを配布しております。

ヘルスアップセミナーの実施について。

健診結果の見方、生活習慣病についての説明を行います。健診を受けたときに、どの数値が高いとどういう内容なのかというのを詳細に説明されるそうです。

7、総合健診受診者に対する特典の実施について。

受診者は町内の「ふくおか食の健康サポート店」町内にあるんですが、そこで特典などが特別に受けることが可能となっております。

子育て支援課。

放課後児童クラブ、夏休み中の報告について。

8月1日現在、立花小学校が39名、新宮小学校が240名、新宮東小学校183名、新宮北小学校が276名、合計738名となっております。

病児保育事業について。

新たに病児保育事業を開始しております。

施設名は、こでまり小児科クリニック。

保育室名称が、病児保育ルーム「ここん・こが」所在地が、古賀市の今の庄2丁目2番13号、事業開始日は、令和元年7月18日となっております。

対象年齢としては、生後6カ月から小学生までとなっております。

3、規則及び規定の一部改正について。

幼児教育・保育の無償化が10月1日から実施されることに伴い、①から③を一部改正しております。

①新宮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例施行規則、②新宮町立相島保育所の管理及び運営に関する条例施行規則、③新宮町特定教育・保育施設等実費徴収に係る補足給付事業補助金交付規定が、改正されております。

付託議案として3件ありました。記載は、以上のとおりです。

以上、報告を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 委員長報告に対する質問を許可いたします。

大牟田議員。

○議員（7番 大牟田 直人君） はい、1点質問します。4ページですね。

地方創生推進交付金事業の効果検証についてのところですけど、相島ネットの構築っていうお話が出たと思うんですが、これは町のホームページからリンクされているっていう形になるんでしょうか。

それと、もう運用はされているって思ったらよろしいでしょうか。

○議長（牧野 真紀子君） はい、上畝地委員長。

○委員長（5番 上畝地 白馬君） ちょっと町のホームページからリンクが張ってあるかちょっとわからないんですが、すでにホームページが立ち上げられております。

そこに相島の情報が記載をされております。

○議長（牧野 真紀子君） よろしいですか。はい、ほかに。

はい、北崎議員。

○議員（9番 北崎 和博君） はい、3ページの環境課のところですね。

2番目の飼い主のいない相島の猫なんですけども、これ予算も少し上がったんですが、実際、相島の飼い主のいない猫っていうか、相島自体に猫がどれくらいおって、それで飼い主のいない猫がどれくらいおるのかっていうのをもし聞いてあげればお願いします。

それと、それに起因する諸問題への対応ということで、諸問題というのがどういうものがあるのか、聞いてあげればお願いします。

○議長（牧野 真紀子君） はい、委員長。

○委員長（5番 上畝地 白馬君） はい、飼い主のいない猫が何頭いるかっていうのは説明もなかったですし、実際、質問もしておりません。

今のところわからないんですが、増加傾向だということを報告を受けております。

それと起因する諸問題ってというのは、糞であったりとか、相島の猫は世界的にも有名ですので、観光客が来島するってということで餌をやったりとか、それに関する観光客が敷地内に入ったとか、そういう諸問題がいろいろあるという報告を受けております。

○議長（牧野 真紀子君） はい、よろしいでしょうか。はい、ほかに。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質問を終わります。御苦労さまでございました。

以上で委員会報告を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） お諮りいたします。本会議の会議中、誤読などによる字句、数字等の整理訂正につきましては、会議規則第44条の規定により議長に委任していただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 御異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字の整理訂正は議長に委任していただくことに決定いたしました。

これをもちまして全日程を終了し、令和元年第3回新宮町議会定例会を閉会いたします。

長時間、御苦労さまでございました。お疲れ様でした。

午後4時20分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年10月15日

議 長 牧野 真紀子

署名議員（7番議員） 大牟田 直人

署名議員（8番議員） 高木 義輔